

第4次糸満市地域福祉計画・第6次糸満市地域福祉活動計画策定支援業務
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本計画の策定は、社会福祉法第107条及び国の指針で定める地域福祉推進の理念、基本目標、計画に盛り込むべき事項等を踏まえ、地域社会を基盤とした地域福祉を計画的、総合的に推進するための「地域福祉計画(計画期間5か年)」の策定を行う。また、地域福祉計画における考え方や方向性を共有し地域福祉を総合的に推進するため、市社会福祉協議会の「糸満市地域福祉活動計画」を一体的に策定する。また前回計画同様、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく、「成年後見制度利用促進基本計画」、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づく、「再犯防止推進計画」の内容も盛り込むものとする。

本計画については、現行計画の検証を行うとともに、本市の現状と課題を整理し、市民ニーズや社会情勢などの変化を踏まえ、各種計画との整合性を図りながら策定するため、民間の豊富な経験と高い専門性を活用し、計画策定に係る業務を円滑に遂行することを目的とする。

2 業務概要

(1)業務の名称

「第4次糸満市地域福祉計画・第6次糸満市地域福祉活動計画」策定支援業務

(2)業務内容

「第4次糸満市地域福祉計画・第6次糸満市地域福祉活動計画策定支援業務仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりに

(3)業務期間

業務委託契約締結の日から令和10年3月31日まで

3 見積上限額

令和8年度3,938,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

令和9年度9,317,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

※企画提案のため示したものであり、契約金額ではない。

4 実施形式

公募型プロポーザル(以下「本プロポーザル」という。)により実施する。

5 参加資格

本業務に参加できる者は、以下の条件を全て満たす者とする。

- (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

- (2)沖縄県内に本店、支店又は営業所を有すること。
 - (3)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てをしていない者であること等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。
 - (4)国税及び地方税の滞納がないこと。
 - (5)本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
 - (6)法人格を有している団体であること。
 - (7)過去に国、地方公共団体等が発注する計画策定の受託実績を有するものであること。
 - (8)本業務を円滑に遂行することができる専門的知識及び運営体制が構築されていること。
- また、本市の指示に迅速かつ柔軟に対応できること。

6 スケジュール

内 容	期 日
公募及び参加申込み受付の開始	令和8年10月8日(木)
質問書の受付期限	令和8年10月15日(木)17時必着
質問に対する回答期限	令和8年10月22日(木)
参加申込書の提出期限	令和8年10月29日(木)17時必着
企画提案書の提出期限	令和8年11月5日(木)17時必着
1次審査結果通知	令和8年11月12日(木)
プレゼンテーション	令和8年 11 月 25 日(水)
審査結果の通知	令和8年11月30日(月)
契約締結・選定結果の公表	令和8年12月4日(金)

7 質問書の受付及び回答

本プロポーザルについて質問があるときは、質問書(様式1)により、次のとおり電子メールで送付すること。

- (1)質問書受付期限:令和8年10月15日(木)17時必着
- (2)質問書送付先:糸満市社会福祉課 福祉総務係
E-mail itoengo@city.itoman.lg.jp
- (3)回答方法:質問に対する回答は、令和8年10月22日(木)17時までにホームページで公開する。

8 参加申込書等の提出

- (1)提出期限:令和8年10月29日(木)17時必着
- (2)提出場所:〒901-0392 糸満市潮崎町1丁目1番地
糸満市社会福祉課 福祉総務係
- (3)提出方法:上記提出場所まで持参又は郵送とする。いずれの方法でも提出期限内必着。
- (4)提出書類:参加申込書(様式第2号)
- (5)提出物数:1部
- (6)その他:参加申込者は、応募に関するすべての情報について、糸満市情報公開条例(平成15年糸満市条例第1号)の規定の適用を受けることについて、あらかじめこれを承諾したものとみなす。

9 企画提案書等の提出

- (1)提出期限:令和8年11月5日(木)17時必着
- (2)提出場所:〒901-0392 糸満市潮崎町1丁目1番地
糸満市社会福祉課 福祉総務係
- (3)提出方法:上記提出場所まで持参又は郵送とする。いずれの方法でも提出期限内必着。
- (4)提出書類:
 - ①企画提案書等提出書(様式第3号)
 - ②会社概要(様式第4号)
 - ③業務実績調書(様式第5号)
 - ④業務実施体制調書(様式第6号)
 - ⑤企画提案書(任意様式)
 - ⑥見積書(任意様式)
 - ⑦登記事項証明書
 - ⑧国税及び地方税の納税証明書(滞納がないことを証明できるもの)※⑦及び⑧は発行から3か月以内のもの
- (5)提出物数:9部(正本1部 副本8部)
- (6)企画提案書作成上の留意事項
 - ①文字サイズは11ポイント以上とし、A4長辺とじ両面印刷とする。ただしA4に入りきれない資料についてはA3Z折とする。
 - ②企画提案書は、仕様書を踏まえて必要な事項を記載すること。また、審査の公平性を期するため、評価基準の項目に沿って作成するとともに、業務フローおよび実施スケジュールを必ず盛り込むこと。
- (7)その他
 - ①提出された書類は、本プロポーザル以外の目的には使用しない。
 - ②企画提案書及び見積書について、提出期限後の修正及び追加は認めない。
 - ③提出された書類は、提出期限後は返却しない。

- ④本プロポーザルの参加に必要な経費は、全て参加者の負担とする。
- ⑤糸満市情報公開条例(平成 15 年糸満市条例第1号)の規定に基づく公文書開示請求があったときは、企画提案書等を公開することがある。

10 プレゼンテーションの実施

企画提案のプレゼンテーションを次のとおり実施する。

- (1)実施日:令和8年 11 月 25 日(水) ※時間については、後日メールにて通知する。
- (2)実施場所:糸満市役所 3-C会議室
- (3)実施時間:企画提案者からの説明20分以内、質疑応答10分
- (4)その他
 - ①プレゼンテーションは、本業務に直接携わる予定の担当者が行い、出席者数は3人以内とする。
 - ②プレゼンテーションは、提出された資料をもとに行うこと。なお、追加提案の説明や追加資料の配布は認めない。
 - ③プレゼンテーションに必要なデータ及びパソコンは、企画提案者側で用意すること。投映する大型テレビ、HDMIケーブルは本市が用意する。

11 事業者の選定

(1)選定委員会

企画提案者等の審査、評価及び最も優れた提案書等の選定は、「第4次糸満市地域福祉計画・第6次糸満市地域福祉活動計画策定支援業務委託に係るプロポーザル選定委員会」(以下「選定委員会」という。)及び事務局において、別に定める「評価基準表」に基づき行う。なお、審査は非公開とする。

(2)選定方法の手順

①1次審査(書類審査)

1次審査は、企画提案者が5者以上の場合に事務局による業務実績等の客観的内容による書類審査を行い、上位4位までの提案者に絞る。1次審査の結果は、令和8年11月12日(木)までに全企画提案者に結果をメールにて通知する。1次審査がない場合は通知を行わない。

②2次審査(プレゼンテーション審査)

・1次審査で選定された企画提案者に対し、選定委員会による2次審査(プレゼンテーション審査)を行い、「評価基準表」に基づき各委員は評価を行う。

12 優良委託候補者の選定

優良委託候補者の選定は、以下のとおりとする。

- (1)上記11の評価の結果、2次審査において、各委員から最も高い評価を受けた数が多い者とする。なお、1次審査の得点は加味しない。
- (2)上記の者が複数いる場合は、各委員の評価点の合計が最も高い者を優良委託候補者と

して選定する。

(3)上記の者がなお複数いる場合は、出席委員の多数決により決定する。

(4)採決が同数の場合は、委員長が決定するものとする。

(5)選定した優良委託候補者が辞退した場合、次順位以降の者を繰り上げて選定する。

(6)本プロポーザルへの参加者が1者である場合でも企画提案書の評価を行う。

(7)各委員から最も高い評価を受けた者でも、出席した審査委員による評価の合計点が、総配点の5割を超えない場合は、優良委託候補者として選定しない。

13 選定結果の通知・公表

全参加者に対してメールにて通知するとともに、本市のホームページにて公表する。なお、選考の過程は非公開とし、審査内容や審査経過の問合せ、選考結果の異議申し立て等については受付けない。

14 契約に関すること

優良委託候補者の選定後、業務委託契約について協議を行い、協議が整い次第、速やかに契約の手続きを進める。

ただし、優良委託候補者が契約を辞退した場合や企画提案書及び見積書の内容に虚偽があることが判明した場合、契約に係る協議が整わなかった場合においては、次点者と契約の手続きを進めることとする。

○評価基準

評価項目	着眼点・視点	配点	
1. 業務理解・基本方針	①地域福祉計画の趣旨・役割及び策定の目的を十分に理解しているか	10点	20点
	②糸満市の地域特性や地域福祉を取り巻く現状を踏まえた提案となっているか	5点	
	③本市の既存計画・施策等との整合性を踏まえた提案となっているか	5点	
2. 課題把握・分析力	①アンケートの回収率を高める工夫が効果的か。	10点	20点
	②統計資料、既存資料等を活用し、地域の現状を的確に把握する方法が示されているか	5点	
	③把握した情報を適切に分析し、糸満市の地域課題を明確にする方法が優れているか	5点	
3. 計画策定・提案力	①把握・分析した地域課題を具体的な施策・取組につなげる考え方が明確か	10点	25点
	②糸満市の地域特性を踏まえた実効性のある計画の提案となっているか	10点	
	③計画策定後の施策の推進、進捗管理、評価・見直しまで見据えた提案となっているか	5点	
4. 策定支援・実施体制	①策定委員会等の運営、資料作成、意見整理等を円滑に進める支援方法が具体的か	5点	15点
	②市、社会福祉協議会、関係機関・団体等との連携・調整方法が適切か	5点	
	③業務を確実に遂行できる担当者の経験・能力及び実施体制が確保されているか	5点	
5. 価格	提案内容に対する見積価格が妥当で、費用対効果が期待できるか	10点	
6. 実績	地域福祉計画等の類似業務について十分な実績を有しているか	10点	